

対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 開=開所時間 休=休所日 申=申し込み 問=問い合わせ
 共通=共通の内容 手=手話通訳 要=要約筆記 担=市の担当課 F=FAX ネット=市のホームページからインターネットで申し込みができます

玄海青年の家の催し

①薫風のネイチャーカヌー 5月18日(土)13時30分～15時30分。対18歳以上。定8人。料1500円。

②玄海親子カヌー教室 5月19日(日)。9時30分～11時30分の部と13時30分～15時30分の部あり。対小学生以上と保護者。定各部20人。料1人1000円。

③とんちのりのようちえん 自然の中で五感を使って遊びます。5月26日(日)9時30分～15時。対5・6歳の未就学児。定10人。料1人1000円。



共通 申はがき(①③は1人、②は1家族だけ)に基本事項と性別、生年月日を書いて4月30日までに玄海青年の家(〒808-0121若松区大字竹並126-2、☎741・2801)へ。

新門司海岸の清掃とレクリエーション

海岸の清掃をした後、風ぐるまやゴム鉄砲などを作って遊びます。5月26日(日)10～13時、新門司海浜公園(門司区大字猿喰)で。定先着50人。申4月18日か

ら北九州市レクリエーション協会 ☎921・2801へ。

【演劇】彩の国シェイクスピア・シリーズ「ハムレット」

6月15日(土)・16日(日)の12時30分から、J:COM北九州芸術劇場(リバーウォーク北九州6階)で。対小学生以上。料前売り(全席指定)S席1万3000円、A席9000円。当日も同額。前売り券は主要プレイガイドなどで発売中。託児(有料)など詳細はJ:COM北九州芸術劇場 ☎562・2655へ 問を。



子育て

ほっと子育てふれあいセンター入会説明会

子どもの一時預かりや送迎などの子

育て支援を行う有償ボランティア会員の登録方法と、その支援を受ける方法など。5月5日(祝)10～16時、子育てふれあい交流プラザ(小倉駅北側、AIMビル3階)で。対育児ボランティアをしてみたい・受けたい人。申5月4日までに、ほっと子育てふれあいセンター ☎511・3081へ。

仕事

皿倉山ケーブルカー・スロープカーの車掌を募集

パート職員を募集。勤務は皿倉山(八幡東区)で。定若干名。申随時。対など詳細は皿倉登山鉄道 ☎671・4761へ 問を。



市立小・中学校、特別支援学校の講師登録者を募集

令和6年度第一期の募集。勤務は小・中学校、特別支援学校で。対教員免許

(養護・栄養を含む)を持つ人。免許状の更新期限を過ぎている人は相談を。申4月15日～7月31日。詳細は教育委員会教職員課 ☎582・2372へ 問を。

若者ワークプラザの就職セミナー

①WEB面接対策セミナー 4月20日(土)13～15時、若者ワークプラザ北九州(小倉駅北側、AIMビル2階)で。対大学生など。定5人。

②キャラクター(性格・人格)で考えるアピールポイント 自己分析によって強みを見つけます。4月24日(水)13時30分～15時30分、若者ワークプラザ北九州・黒崎(黒崎駅西側、コムシティ2階)で。対おおむね40歳までの人や就職氷河期世代の求職者。定8人。

共通 申①は4月19日、②は23日までに若者ワークプラザ北九州 ☎531・4510へ。

講座・教室

自分発見のためのパーソナルカラー診断

4月24日(水)13～15時、ウェルとばた8階(戸畑駅前)で。対おおむね50歳以上。定先着15人。申4月17日から高齢者就業支援センター ☎882・5400へ。

後期高齢者医療保険料のお知らせ

福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎092651・3111か各区役所国保年金課へ

令和6年度保険料

①個人ごとの保険料の計算方法

保険料額(年額)	=	均等割額(加入者全員が同じ金額を負担)	+	所得割額
均等割額と所得割額の合計		6万4円		【被保険者の総所得金額等(※1)－基礎控除額(※2)】×11.83%(所得割率)(※3)
最高限度額80万円、10円未満切り捨て(※3)		世帯の所得に応じて軽減措置があります。下記「②均等割額の軽減」をご覧ください。		

- (※1)前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、医療費控除や社会保険料控除など各種の所得控除前の金額です。
- (※2)合計所得金額が2400万円以下の場合43万円ですが、2400万円を超える場合は異なります。
- (※3)令和6・7年度の制度改正による低所得者層などの負担増に配慮して、下記の激変緩和措置が講じられます。詳細は、当初保険料額決定通知書に同封するリーフレットでお知らせします。
 - ・最高限度額:昭和24年3月31日以前に生まれた人、令和7年3月31日までに障害認定により被保険者の資格を有している人は、73万円になります。
 - ・所得割率:令和5年中の基礎控除後の総所得金額などが58万円を超えない人の所得割率は、11.02%になります。

②均等割額の軽減

対象者の所得要件に応じて、均等割額は軽減されます。

- (※4)「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)の世帯が基準となります。
- (※5)「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金は、「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となります。また、事業専従者特別控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。
- (※6)下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者が世帯主が、給与所得か公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

軽減割合	軽減後の均等割額の年額	対象者の所得要件 【同一世帯(※4)内の被保険者と世帯主の軽減対象所得金額(※5)の合計額】
7割	1万8001円	43万円(基礎控除額)＋(給与所得者等の数－1)×10万円以下 (※6)
5割	3万2円	43万円(基礎控除額)＋(給与所得者等の数－1)×10万円＋(29.5万円×被保険者数)以下 (※6)
2割	4万8003円	43万円(基礎控除額)＋(給与所得者等の数－1)×10万円＋(54.5万円×被保険者数)以下 (※6)

③後期高齢者医療制度加入日の前日まで、社会保険の被扶養者であった人(国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません)

制度加入時から2年間に限り、均等割額が5割軽減され、所得割額はかかりません。均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

令和6年度保険料の納付

①2月に年金天引きだった人

原則として、2月に年金天引きされた額と同額が、4・6・8月の年金から天引きされます。なお、令和5年12月以降に保険料額が変更になった人などは、年金天引きとされないことがあります。7月に、令和5年の所得金額を基に保険料額の確定を行い、10月以降の納付金額と納付方法を郵送で通知します。

②2月に年金天引きでなかった人

原則として、7月から口座振替か納付書による納付となります。なお、4月上旬に「令和6年度後期高齢者医療保険料仮徴収額決定通知書」が届いた人は、4月から新たに年金天引きされます。